

整理番号	3 - 10
------	--------

令和3年度
第425回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和3年8月23日
10:55～11:55
千葉労働局1階会議室

令和3年度
第425回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和3年8月23日(月) 10:55 ~ 11:55
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、鈴木委員、中原委員、大竹委員
 - 労働者側委員
高柳委員、野田委員、近藤委員、阪口委員、岡田委員
 - 使用者側委員
渡部委員、今関委員、由川委員、稲葉委員、黒岩委員
- 4 議題
 - (1) 千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
 - (2) 千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(審議・答申)
 - (3) 千葉県特定最低賃金の改正決定について(諮問)
 - (4) 千葉県特定最低賃金専門部会の設置について
 - (5) 今後の審議日程について
 - (6) その他
- 5 配付資料
 - (1) 千葉県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)
 - (2) 特別小委員会報告書
「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」(写)
- 6 議事内容
 - 大澤会長
ただ今から、第425回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。
本審議会は、審議会運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますので公示しましたが、傍聴を希望される方はおりませんでした。
初めに、事務局から本審議会の成立について報告をお願いします。
 - 北川賃金室長補佐

本日は、公益委員の下田委員から欠席されるとの御連絡をいただいております。したがって、公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の審議会は有効に成立しております。

○ 大澤会長

早速、本日の議事に入らせていただきます。

議題1の千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてです。8月5日に開催した第424回本審議会において、当審議会が行った千葉県最低賃金改正についての答申内容に対し、千葉県労働組合連合会等から異議申出があったとのことですので、労働局長から異議申出の取扱いについて諮問を受けたいと存じます。

< 江原労働局長から大澤会長に諮問文を手交 >

< 諮問文の写しを各委員に配付 >

○ 大澤会長

事務局は、諮問文を朗読してください。

○ 植村賃金指導官

< 諮問文を朗読 >

○ 大澤会長

事務局は異議申出書の内容について説明してください。

○ 植村賃金指導官

5件の異議申出がございました。異議申出書の写しをお配りしておりますので、詳細についてはそちらを御覧いただきたいと思いますと思いますが、申出順に異議申出の概略を御説明いたします。

一般社団法人千葉県タクシー協会。観光客の激減等により、営業収入が約4割減少している。多くが歩合給を採用しており、営業収入の減少により最賃割れを起こした分は事業者が負担しなければならない。最低賃金が28円引き上げられれば、多くのタクシー事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ廃業は必至となる。今年度の最低賃金は改正を見送るか、猶予等の措置をお

願いたいとのことです。

千葉県労働組合連合会。今回の改正額では、私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離しており、また、東京都最賃額と 88 円の差が温存されており、納得できない。全国一律で 1,500 円以上に引き上げることが必要。改正額の上乗せを求めるとのことです。

自治労連千葉県本部女性部。最低賃金 953 円では、年収ベースで 200 万に届かず、自治体に働く会計年度任用職員の生活改善につながらない。労働者の生活実態、賃金水準向上、雇用安定においても納得できない。全国一律で直ちに 1,000 円以上、早急に 1,500 円以上に引き上げを求めるとのことです。

ちば合同労働組合。現在の最低賃金では、多くの労働者がワーキングプアとならざるを得ず、貧困や格差、教育やキャリア形成など、労働者本人のほか家族や次世代も含めた大きな社会問題を生み出している。千葉県最低賃金の大幅な引上げと、全国一律かつ 1,500 円とすることを当面の最低賃金政策とするよう求めるとのことです。

郵政産業労働者ユニオン浦安支部。組合員のほとんどが最低賃金によって時給が決定している。賃金の安さとともに、隣接する東京都との最低賃金の格差が問題となっている。一部の県では目安額に上積みし格差是正を行っている。1,041 円以上とすることを求めるとのことです。

○ 大澤会長

事務局から異議申出書の内容等について説明を受けましたが、これについて何か質問はございますか。

○ 一同「特になし」の声

○ 大澤会長

質問がないようでしたら、この異議の申出について、いかが取り計らいましょうか。皆様の意見を頂戴したいと思います。

○ 高柳委員

よろしいでしょうか。

○ 大澤会長

はい。どうぞ。

- 高柳委員
内容は読ませていただきました。この内容については、これまでの審議会の中で議論してきた内容だと受け止めておりますので、改めて審議する必要はないと受け止めております。
- 大澤会長
使用者側はいかがですか。
- 渡部委員
この28円という結果は、公益の先生を含め労使が真摯な話し合いを行った結果ですので、我々もこれに従いたいと思っております。ですから、異議の内容につきましては読ませていただきましたが、28円でこちらは了解しております。
- 大澤会長
ありがとうございました。
今回、異議申出がりましたが、十分審議を尽くした上での決議でありますので、8月5日の答申のとおり決定することが適当である旨、本日、答申したいと存じますがいかがでしょうか。
- 一同「異議なし」の声
- 大澤会長
皆様の御賛同をいただきましたので、令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である旨、答申したいと思います。
事務局から答申文案を各委員に配付の上、朗読願います。

< 答申文案を各委員に配付 >
- 植村賃金指導官

< 答申文案を朗読 >
- 大澤会長
答申文案のとおり答申してよろしいでしょうか。

- 一同「異議なし」の声
- 大澤会長
それでは、労働局長に答申文をお渡しします。

<大澤会長から江原労働局長に答申文を手交>

- 庄司賃金室長
よろしいでしょうか。
- 大澤会長
はい。どうぞ。
- 庄司賃金室長
答申をいただきましたので、労働局長から御礼申し上げます。

- 江原労働局長
本日は、千葉県最低賃金の改正決定に係る異議申出について御審議いただき、誠にありがとうございました。ただ今、8月5日付け答申どおり決定することが適当であるとの答申をいただいたところです。本年度の改正に当たっては、コロナ禍で非常に厳しい中、例年になく大変な状況の中で御審議いただき、各委員の皆様にご敬意を表するとともに、改めて感謝申し上げたいと思います。本日の答申を受け、千葉県最低賃金の改正決定を行い、本年10月1日発効に向けて手続を進めるとともに、改正額の周知徹底と履行確保に努めてまいりたいと思います。本年度の千葉県最低賃金の審議については、本日をもって終了いたしました。この間の委員の皆様の多大な御尽力に、心より感謝申し上げます。今後につきましては、特定最低賃金について御審議をお願いすることとなります。委員の皆様におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

- 大澤会長
議題2の千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてです。特定最低賃金については、8月2日の本審議会において改正決定の必要性の有無についての諮問がなされ、8月4日に特別小委員会が開催されました。そこで改正決定の必要性の有無について審議したところ、資料2の特別小委

員会報告書のとおり、7業種のうち、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、各種商品小売業及び自動車(新車)小売業の5業種については、全会一致には至らず、改正の必要性有りとすることはできないという結論に達しました。一方、鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係の2業種については、改正の必要性有りと認めました。

以上、特別小委員会運営規程第10条に基づき報告いたします。

この報告を踏まえ、今一度、審議会としての意見を伺いたいと思います。それでは、使用者側の意見をお聞きしたいと思います。

○ 渡部委員

これについても、労使、そして公益の先生を含めて十分議論したところであり、その結果、電気、鉄鋼業の改正について反対はしないという意見で皆さんからも了解を得ましたので、それに従いたいと思います。

○ 大澤会長

労働者側の意見をお願いします。

○ 高柳委員

特定最賃については全会一致が原則であるという中で、5業種については賛成できないとのことで必要性無しとなってしまったことは、真に残念に思っております。そういった中においても、鉄鋼業、電気機械器具製造業関係については改正の必要性有りということで、今後の審議に入っただけのことにしましては感謝申し上げたいと思います。しっかりと審議できる体制を作っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○ 大澤会長

ただ今、労使双方から意見を伺いましたが、5件については全会一致の結論を得ることはできませんでした。2件については全会一致の結論を得ました。特定最低賃金の改正の必要性については全会一致が求められていますので、改正の申出のあった7業種のうち、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、各種商品小売業及び自動車(新車)小売業については、全会一致ではないことから必要性有りとすることはできない。鉄鋼業、電気機械器具製造業関係については、改正決定の必要性有りという審議会の答申となります。

事務局は、答申文案を準備して各委員に配付してください。

< 答申文案を各委員に配付 >

- 植村賃金指導官

< 答申文案を朗読 >

- 大澤会長
それでは、答申文案のとおり答申してよろしいでしょうか。
- 一同「異議なし」の声
- 大澤会長
御了解いただきましたので、ただ今の内容で労働局長に答申したいと思
います。

< 大澤会長から江原労働局長に答申文を手交 >

- 大澤会長
議題3の千葉県特定最低賃金の決定・改正決定についてです。ただ今、鉄
鋼業、電気機械器具製造業関係について改正決定することを必要と認めると
いう答申を行いましたので、この2業種の特定最低賃金の改正決定について
労働局長より諮問がなされますので、諮問をお受けしたいと思ます。

< 江原労働局長から大澤会長に諮問文を手交 >

- 大澤会長
ただ今、諮問を受けましたので、事務局は諮問文の写しを配付願います。

< 諮問文の写しを各委員に配付 >

- 大澤会長
確認のため、事務局は諮問文の朗読をお願いします。
- 植村賃金指導官

< 諮問文を朗読 >

○ 大澤会長

議題4の千葉県特定最低賃金専門部会の設置についてです。ただ今、2業種の改正決定について諮問を受けましたので、この後、2業種の専門部会を設置し、審議を行うこととなります。この後の事務手続について、事務局から説明願います。

○ 北川賃金室長補佐

始めに、特定最低賃金の専門部会委員の推薦公示について御説明いたします。専門部会の関係労働者を代表する委員と関係使用者を代表する委員の任命については、最低賃金審議会令の定めにより、関係労働組合、関係使用者団体に対して相当の期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要がございます。相当の期間とは原則として3週間程度とされておりますので、本日公示し、9月13日(月)まで推薦を受け付けることといたします。

○ 大澤会長

関係労使からの意見聴取について、事務局から説明願います。

○ 植村賃金指導官

最低賃金法第25条第5項の規定により、審議会が最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合には、関係労使の意見を聴くものされております。また、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、関係労使の意見を聴く旨と、意見を述べようとする労使は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとされております。公示期間は3週間程度とされておりますので、9月13日(月)を期限として、本日、労働局の掲示板に公示したいと考えております。

○ 大澤会長

事務局の説明に関し、何か質問はありますか。

○ 一同「特になし」の声

○ 大澤会長

議題5の今後の審議日程について、事務局から説明があるとのこと。

○ 庄司賃金室長

資料の「令和3年度千葉地方最低賃金審議会 千葉県特定最低賃金審議日程」を御覧願います。2業種についての専門部会を、こちらの日程により開催したいと考えております。なお、特定最低賃金の審議に当たっては、専門部会の決議が全会一致の場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する旨6月25日開催の本審議会で決議をいただいているところです。特定最低賃金においては、全会一致により決定していただきたいと考えておりますが、万が一、全会一致が得られない場合には審議会を設ける必要が生じます。この場合には、10月21日(木)午後2時から開催する予定です。さらに、異議申出があった場合は、11月8日(月)午前10時30分から異議についての審議会を開催する予定です。よろしくお願いたします。

○ 大澤会長

事務局から説明があったとおり、専門部会にて全会一致で結審しなかった場合には、10月21日(木)午後2時から審議会を開催しますのでよろしくお願い申し上げます。また、異議申出があった場合には、11月8日(月)午前10時30分から異議を審議する審議会を開催することとなりますので、併せてお願いいたします。なお、事務局は、審議会の開催について確定後、速やかに委員に連絡願います。

事務局からほかに何かありますか。

○ 庄司賃金室長

1点目は、業務改善助成金についてです。資料として「令和3年8月から業務改善助成金が使いやすくなります」とのリーフレットを配付させていただきました。業務改善助成金は、一定の設備投資など生産性の向上を実現し、併せて事業場内の最も低い賃金の引上げを図る中小事業主・小規模事業者を支援する助成金で、労使が置かれている現下の困難な状況の改善に資するものです。令和3年8月から、既存の4コース、20円、30円、60円、90円に加え、45円コースが新設されました。また、上限加算の対象人数を10人以上にまで拡大、助成上限額を450万円から600万円に引上げ、同一年度内に2回まで申請が可能など、より申請しやすい形に改善されております。なお、千葉労働局における業務改善助成金の昨年度の申請件数は24件でした。本年度は現在までで7件となっております。なお、申請に関する相談は、裏面の業務改善助成金コールセンターのほか、各都道府県にある働き方改革推進支援センターでも対応しております。今後、賃金室では、業務改善助成金の活用を積極的に周知することとしておりますので、委員の皆様におかれましても、是非、周知に御協力いただきたいと思います。

2点目は、資料の「最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について」のリーフレットについてです。雇用調整助成金は事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染拡大によって厳しい業況下にある中小企業等に雇用維持のための取組の継続を促す観点から、現在、特例措置を設けて実施しているところです。こうした中、コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持の支援として、令和3年10月から3か月間の休業について、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を、令和3年7月16日以降本年12月までの間に、30円以上引き上げる場合、企業規模要件を問わず支給するという要件緩和が行われました。雇用調整助成金の申請につきましては、職業安定部職業対策課が対応しております。引き続き関係部署と連携して周知することとしております。

○ 大澤会長

事務局の説明について、質問等ありませんでしょうか。

○ 一同「特になし」の声

○ 大澤会長

なければ、審議を終わりたいと思います。

今回をもって令和3年度の千葉県最低賃金改正に係る審議のすべてが終了しましたので、前回御承認いただきましたとおり、本日をもって千葉県最低賃金専門部会を廃止することといたします。専門部会委員の皆様には大変御苦勞をおかけしました。千葉県最低賃金の改正決定に向けて御尽力いただき、ありがとうございました。

以上をもって閉会とします。